

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

### 奈良県条例第五十三号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年六月奈良県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表奈良県奈良西警察署の項中「山陵町 押熊町 中山町 秋篠町 秋篠早月町 秋篠新町 秋篠三和町一丁目 秋篠三和町二丁目」を「押熊町（六百九十一番地の一を除く。）」に、「敷島町二丁目 西大寺新町一丁目 西大寺新町二丁目 西大寺北町一丁目 西大寺北町二丁目 西大寺北町三丁目 西大寺北町四丁目 西大寺東町一丁目 西大寺東町二丁目 西大寺本町 西大寺赤田町一丁目 西大寺赤田町二丁目 二条町二丁目 二条町三丁目 西大寺栄町 西大寺国見町一丁目 西大寺国見町二丁目 西大寺国見町三丁目 西大寺南町 西大寺小坊町 西大寺新田町 西大寺宝ヶ丘 西大寺竜王町一丁目 西大寺竜王町二丁目 西大寺芝町一丁目 西大寺芝町二丁目 西大寺町 西大寺野神町一丁目 西大寺野神町二丁目 西大寺新池町 西大寺高塚町 青野町 青野町一丁目 青野町二丁目 若葉台一丁目 若葉台二丁目 若葉台三丁目 若葉台四丁目 菅原町 菅原東一丁目 菅原東二丁目 疋田町 疋田町一丁目 疋田町二丁目 疋田町三丁目 疋田町四丁目 疋田町五丁目」を「敷島町二丁目」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年三月二十八日から施行する。

（奈良県警察署協議会条例の一部改正）

2 奈良県警察署協議会条例（平成十三年三月奈良県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（委員の定数の特例）

2 令和六年三月二十八日から令和七年五月三十一日までの間における第三条第一項

の規定の適用については、同項中「二十人」とあるのは、「二十五人」とする。